

岐阜県公報

号外(二) 平成三十一年三月二十七日

目次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
岐阜県税条例施行規則等の一部を改正する規則	(税務課)	一
岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(情報企画課)	二
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	(出納管理課)	三
岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県政府調達苦情処理手続要領に関する告示の一部改正	(出納管理課)	四
岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令	(税務課)	五

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条の表出納管理課の部中「出納管理課」の下に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)に関する事務を所掌する本庁の課」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(岐阜県税条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則の一部改正）

第四条 岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第五条 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第六条 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則（平成二十七年岐阜県規則第一百五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

（岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

「**田外ハ難滋苳**」を「**田外附難滋苳**」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年岐阜県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一教育委員会の項に規定する」を「別表第二の項第四号の」に改め、同条を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

条例別表第一の一の項第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等のうち、国及び地方公共団体以外の者の設置するものをいう。以下同じ。）がその在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する授業料の軽減のための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の一の項第二号の規則で定める事務は、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第一の一の項第三号の規則で定める事務は、私立高等学校等で学び直す生徒に対する学び直し支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又はその申請を行う者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出の受理に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第二の二の項第一号の規則で定める事務は、岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県規則第二十二号）第六条の規定による授業料等の免除若し

くは納入期限の延長の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

5 条例別表第一二の項第二号の規則で定める事務は、公立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に規定する高等学校等のうち、国及び地方公共団体の設置するものをいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第一二の項第三号の規則で定める事務は、公立高等学校等で学び直す生徒に対する学び直し支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又はその申請を行う者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出の受理に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。

第三条の見出し中「別表第一」を「別表第三」に改め、同条中「別表第二知事の項の第二欄に規定する」を「別表第三知事の項の第二欄の」に、「特別支援学校」を「第二条第四項に規定する授業料等の免除又は納入期限の延長の申請を行う者、同条第五項に規定する給付金の支給の申請を行う者及び同条第七項に規定する就学のために必要な経費を支弁することとなる特別支援学校」に改め、「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例別表第二の規則で定める情報）

第三条 条例別表第二一の項第一号の規則で定める特定個人情報、前条第一項に規定する補助金の交付の対象となる生徒及び同条第三項に規定する支援金の支給の申請を行う者に係る高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報とする。

2 条例別表第二一の項第二号の規則で定める特定個人情報、前条第二項に規定する給付金の支給の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権に

よる保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）及び当該給付金の支給の対象となる生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

3 条例別表第二二の項の規則で定める特定個人情報、前条第四項に規定する授業料等の免除又は納入期限の延長の申請を行う者、同条第五項に規定する給付金の支給の対象となる生徒又は学生及び同条第六項に規定する支援金の支給の申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

（平成二十七年岐阜県規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条」を「岐阜県附属機関設置条例別表一の表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項」に改め、「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる県が行う」を削る。

第十一条中「出納事務局出納管理課」の下に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）に関する事務を所掌する課（岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）第二章第一節の規定により置かれる課をいう。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十一号

岐阜県政府調達苦情処理手続要領に関する告示（平成八年岐阜県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

第一中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条」を「岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）別表一の表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項」に改め、「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）」

千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県が行う」を削る。

第二第一項中「協定等」を「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）」に改め、同第四項中「機関」の下に「県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。」を加える。

第三第二項中「協定第二十三条又は改正協定第三条の規定により協定等」を「国際約束」に改める。

第五第三号、第十第一項及び第二項第三号並びに第十四中「協定等」を「国際約束」に改める。

別記様式中

「1 苦情の申立てに係る調達

「1 苦情の申立てに係る調達

(1) 関係調達機関名

・岐阜県（担当部局名：)

・地方独立行政法人（法人名：)

(2) 調達する物品等又は特定役務の名称

「注1：理由は、できるだけ詳細に記入願います（この用紙に書ききれないときは、別紙によっても差支えありません。）。また、理由を述べるにあたり参考となる資料がありましたら、添付願います。」

注2：連絡先には、電話番号、FAX番号を記入するとともに、苦情申立人が法人である場合にあつては、担当者の氏名を記載願います。」

「注1：関係調達機関名には、該当するものを付けてください。また、関係調達機関が岐阜県の場合は括弧内に担当部局名を、地方独立行政法人の場合は括弧内に法人名を記載してください。」

注2：理由は、できるだけ詳細に記入願います（この用紙に書ききれないときは、別紙によっても差支えありません。）。また、理由を述べるにあたり参考となる資料がありましたら、添付願います。」

注3：連絡先には、電話番号及びFAX番号を記入するとともに、苦情申立人が法人である場合にあつては、担当者の氏名を記載願います。

この要領は、平成三十一年三月二十七日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産糧規格」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年七月一日から施行する。

平成三十一年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社